

県立中部病院将来構想検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 県立中部病院（以下「病院」という。）の将来の建替等に向けて、新たな病院の運営の基本方針や役割・医療機能、さらに施設整備について必要な事項を検討するため、県立中部病院将来構想検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 病院の役割・医療機能に関すること
- (2) 病院の適正規模、適地条件に関すること
- (3) 南病棟の耐震化や建替等の検討に関すること
- (4) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 病院事業局長
- (2) 病院事業統括監
- (3) 各県立病院長
- (4) 保健医療介護部長
- (5) 土木建築部建築都市統括監
- (6) 県医師会を代表する者
- (7) 琉球大学病院を代表する者
- (8) 中部地区医師会を代表する者
- (9) 県看護協会を代表する者
- (10) 中部市町村会を代表する者
- (11) その他委員長が適当と認める者

2 委員がやむを得ない理由により委員会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、病院事業局長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議事進行は委員長が行う。

(部会)

第6条 委員長は、必要と認める事項について検討させるため、委員会に部会を設置する。

2 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者から意見若しくは説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、総務企画課で処理する。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

県立中部病院将来構想検討委員会委員名簿

〔設置要綱第3条に基づく構成員〕

	氏 名	現 職 名	備 考
1	本竹 秀光	病院事業局長	委員長
2	宮城 和一郎	病院事業統括監	
3	久貝 忠男	北部病院長	
4	玉城 和光	中部病院長	
5	福里 吉充	南部医療センター・ こども医療センター院長	
6	屋良 一夫	精和病院長	
7	川満 博昭	宮古病院長	
8	和氣 亨	八重山病院長	
9	糸数 公	保健医療介護部長	
10	金城 新吾	土木建築部建築都市統括監	
11	宮里 達也	県医師会副会長	
12	大屋 祐輔	琉球大学病院長	
13	今井 千春	中部地区医師会副会長	
14	平良 孝美	県看護協会会長	
15	松川 正則	中部市町村会長	
16	河合 慎介	京都府公立大学法人京都府立大学 大学院生命環境科学科 教授	要綱第3条第1 項第11号委員